

(案)
役務契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	役務契約（単価契約） （令和7年度米代東部森林管理署上小阿仁支署官用自動車点検等業務）
品名・物件名	役務契約（単価契約） （令和7年度米代東部森林管理署上小阿仁支署官用自動車点検等業務）
数量（単位）	1 式
仕様	別紙1「官用自動車点検等業務仕様書」のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち自動車重量税 円） （うち自賠責保険料 円） （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日
納入場所・履行場所	米代東部森林管理署上小阿仁支署
契約保証金	免除
備考	契約単価については別紙2「単価表」のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13
分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署
上小阿仁支署長 佐々木 弘義 印

受注者

印

※紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

別紙 1

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別添 1 令和 7 年度米代東部森林管理署上小阿仁支署官用自動車点検等業務(整備内容一覧表) (以下「一覧表」という。) に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備(消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。)については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 契約相手方は、米代東部森林管理署上小阿仁支署庁舎より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

(2) 一覧表及び入札書(内訳書)における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。) 第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号)において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル(部品)代金を含むものとする。

エンジンオイルについては、API 規格(ガソリン車は SL 品質以上)のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は 1 台当たり 5 リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に 1 リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

(1) 契約相手方は、上記 1 の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。

(2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

別紙2

令和7年度米代東部森林管理署上小阿仁支署官用自動車点検等業務 単価表

項 目			数量	単位	単価(円)	金額(円)	
自動車重量税	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで 2年	8	台	24,600	196,800	
		車両重量1.5トンまで 2年 ※13年経過車両	2	台	34,200	68,400	
	軽自動車(自家用)	検査対象車 2年 ※13年経過車両	1	台	8,200	8,200	
自動車重量税計(A)			11	台		273,400	
自賠責保険料	乗用自動車(自家用)	本土 24ヶ月契約	10	台	17,650	176,500	
	軽自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	1	台	17,540	17,540	
自動車損害賠償責任保険料計(B)			11	台		194,040	
継続点検 (車検)	基本点検技術料	乗用車(車両重量1.5トンまで)	10	台			
		軽自動車 検査対象車	1	台			
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用車(車両重量1.5トンまで)	10	台			
		軽自動車 検査対象車	1	台			
	下廻り防錆塗装料	乗用車(車両重量1.5トンまで)	10	台			
		軽自動車 検査対象車	1	台			
	車内及び外回り清掃		11	台			
	保安検査確認	乗用車(車両重量1.5トンまで)	10	台			
		軽自動車 検査対象車	1	台			
	継続検査代行	乗用車(車両重量1.5トンまで)	10	台			
		軽自動車 検査対象車	1	台			
	エンジンオイル交換	対象11台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)	55	ℓ			
	継続点検(車検)計(C)			11	台		
	定期点検 (12ヶ月点検)	基本点検技術料	乗用車(車両重量1.5トンを超え2トンまで)	1	台		
乗用車(車両重量1.5トンまで)			3	台			
軽自動車 検査対象車			3	台			
車内及び外回り清掃		7	台				
エンジンオイル交換		対象7台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)	35	ℓ			
定期点検(12ヶ月点検)計(D)			7	台			
作業料金計(E)=(C)+(D) ※消費税を含まない金額							
消費税(F)=(E)×0.10 (10%)							
合計(G)=(A)+(B)+(E)+(F)							

令和7年度 米代東部森林管理署上小阿仁支署官用自動車点検等業務(整備内容一覧表)

No	受渡場所	登録番号	車台番号	車名		型式	燃料の種類	自賠責保険期間		自動車重量税 (次期)	自賠責保険料 (次期)	自動車重量税	自賠責保険料	取得年度	登録・交付年月日	車検満了日	車検実施予定月 定期点検又は	継続点検(車検)					定期点検 (12ヶ月点検)	車内及び外回り清掃	エンジンオイル交換	備考						
				メーカー	車種			自	至									基本点検技術料	エンジン、下廻りスチーム洗浄	下廻り防錆塗装	保安検査確認	継続検査代行					基本点検技術料					
1	上小阿仁支署	秋田501め8162	A210S-0010597	ダイハツ	ロッキー	5BA-A210S	ガソリン	R5.12.5	R7.12.5	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	24,600	17,650	R2	R2.11.6	R7.11.16	R7 10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
2	笑内森林事務所	秋田300ひ3044	SHJ-003402	スバル	フォレスター	DBA-SHJ	ガソリン	R6.2.7	R8.2.7	自家用 乗用 13年経過 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	34,200	17,650	H22	H23.1.11	R8.1.15	R7 12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
3	上小阿仁支署	秋田300も5146	SJ5-094675	スバル	フォレスター	DBA-SJ5	ガソリン	R6.2.24	R8.2.24	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	24,600	17,650	H28	H29.1.24	R8.1.23	R7 12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
4	上小阿仁支署	秋田480え5696	TT2-398111	スバル	サンパートラック	LE-TT2	ガソリン	R6.2.29	R8.2.28	自家用 軽自動車 13年経過 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	8,200	17,540	H19	H20.1.31	R8.2.6	R8 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
5	上小阿仁支署	秋田300ひ4530	SHJ-005063	スバル	フォレスター	DBA-SHJ	ガソリン	R6.4.10	R8.4.10	自家用 乗用 13年経過 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	34,200	17,650	H22	H23.3.10	R8.3.9	R8 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
6	前田森林事務所	秋田301す8058	GA4W-5300981	ミツビシ	RVR	5BA-GA4W	ガソリン	R6.4.12	R8.4.12	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	24,600	17,650	R2	R3.3.12	R8.3.11	R8 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
7	上小阿仁支署	秋田300も6910	GA4W-0502511	ミツビシ	RVR	DBA-GA4W	ガソリン	R6.4.15	R8.4.15	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	24,600	17,650	H28	H29.3.15	R8.3.14	R8 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
8	比立内森林事務所	秋田300む2777	NT32-510726	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R6.4.18	R8.4.18	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	24,600	17,650	H26	H27.3.18	R8.3.17	R8 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
9	三里森林事務所	秋田502さ4670	A210S-0018229	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	ガソリン	R5.3.3	R8.4.3	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	24,600	17,650	R4	R5.3.6	R8.3.5	R8 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
10	羽根山森林事務所	秋田502さ4672	A210S-0018231	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	ガソリン	R5.3.3	R8.4.3	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	24,600	17,650	R4	R5.3.6	R8.3.5	R8 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
11	平田森林事務所	秋田502さ4681	A210S-0018226	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	ガソリン	R5.3.3	R8.4.3	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	24,600	17,650	R4	R5.3.6	R8.3.5	R8 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
車検11台												273,400		194,040																		
1	南沢森林事務所	秋田300ふ2687	SHJ-018172	スバル	フォレスター	DBA-SHJ	ガソリン	R6.12.25	R8.12.25	自家用 乗用 13年経過 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月			H23	H23.11.28	R8.12.12	R7 11							○	○	○						
2	小沢田森林事務所	秋田300や6296	GA4W-0700284	ミツビシ	RVR	DBA-GA4W	ガソリン	R6.12.24	R8.12.24	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月			H29	H29.11.24	R8.12.2	R7 11							○	○	○						
3	羽根山森林事務所	秋田580け3936	TW2-028878	スバル	ディアスワゴン	ABA-TW2	ガソリン	R7.2.28	R9.2.28	自家用 軽自動車 13年経過 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月			H19	H20.1.31	R9.2.5	R8 1							○	○	○						
4	比立内森林事務所	秋田580け3937	TW2-028883	スバル	ディアスワゴン	ABA-TW2	ガソリン	R7.2.28	R9.2.28	自家用 軽自動車 13年経過 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月			H19	H20.1.31	R9.2.4	R8 1							○	○	○						
5	前田森林事務所	秋田580そ3160	HM4-1302752	ホンダ	パモス	ABA-HM4	ガソリン	R7.3.2	R9.3.2	自家用 軽自動車 13年経過 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月			H21	H22.2.2	R9.2.5	R8 1							○	○	○						
6	上小阿仁支署	秋田301さ4936	NT32-314081	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R7.3.26	R9.3.26	自家用 乗用 車両重量2トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月			R1	R2.2.26	R9.2.25	R8 1							○	○	○						
7	上小阿仁支署	秋田502せ6090	A210S-0024770	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	ガソリン	R7.3.5	R10.4.5	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月			R6	R7.3.6	R10.3.5	R8 2							○	○	○						
12ヶ月点検 7台																																
合計 18台																																